

## 公募に関する Q&A

公益財団法人原田積善会

Q1. 別の活動団体と共同で申請することはできますか？

A1. 共同事業体(コンソーシアム)での申請ができます。コンソーシアムを構成する団体から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。申請にあたり、幹事団体により「コンソーシアム協定書(案)」を提出していただきます。様式を JANPIA Web サイトからダウンロードしてください。採択された場合は(1)幹事団体と原田積善会が資金提供契約を結び、(2)幹事団体は資金の一元管理を行っていただくために休眠預金専用の「指定口座」の開設が必要です。

Q2. 共同事業体に、国・自治体など行政が入った場合に申請できますか？

A2. 行政との連携は重要ですが、当該行政組織が本休眠預金助成資金を活用することはできません。

Q3. 個人でのコンソーシアム参加は可能ですか？

A3. 個人での参加は不可となります。

Q4. 実行団体が業務委託により独立行政法人などの国立(もしくは地方公共団体設立の)機関の職員(個人)と連携することはできますか？

A4. 当該職員が所属先の国立機関等から兼業許可をとることが必要です。

Q5. 社会福祉振興助成事業(WAM 助成)に申請しましたが、休眠預金と併用できますか？

A5. 休眠預金事業は公的資金との併用はできません。公的資金が入らない形で、事業を組み立てることが必要です。国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業が対象となります。(民間助成団体の資金との併用は可能です。)(公募要領 10 ページ)。

Q6. 資金計画について、④管理的経費と⑤直接事業費の違いが知りたい

A6. 管理的経費は直接事業費以外の当該事業に関連する間接経費を指し、助成額の 15%を限度とします。人件費としては役職員（管理的事務、当該事業への従事割合により算出）の人件費が挙げられます。⑤の直接事業費の人件費は、助成対象事業の直接の担い手の人件費（従事分）を指します（積算の手引き 4～6 ページ）

Q7. 助成対象外の経費とはどのようなものですか？

A7. 助成決定金額の 50%を超える人件費、通常の団体運営に係る経費（事務所家賃、光熱水費、定期刊行物発行経費、当該団体の関連団体（団体構成員が役員等を兼務あるいは資本関係のある団体など）への委託、他（積算の手引き 6 ページ）。

以上